

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設業・契約管理課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

令和元年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和元年7月17日(水) 奈良県庁5階第一会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成30年12月1日～平成31年3月31日	
抽出案件	7 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	6 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降参照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
案件1(都市計画道路奈良橿原線 電線共同溝工事)	
同一の内訳書の提出があった2者について、どちらが作成し、どちらに渡したかなど、事実関係は明らかになっているのか。また談合の事実は無かったのか。	入札参加申込者(32者)を対象とした事情聴取により、①入札参加停止措置を行った2者以外は当該事実について全く関知していないこと、②A者が作成した内訳書をB者に見積参考資料として提供したこと、③A者・B者とも、特定の者に落札させる意図はなかったこと…の3点を確認した。 ③については、A者・B者ともに、事前公表されていた予定価格で応札していたことから、特定の者に落札させようとする意図はなかったものと判断され、法律相談等を経て、談合には当たらないとした。
案件2(浄化センター1系1号初沈汚泥掻寄機長寿命化対策工事)	
当初機械を設置した業者は、今回の落札業者と同じか。	同じである。
設置業者以外でも施工(交換)可能なのか。また、なぜ同じ設備なのに複数業者が設置しているのか？	同様の工事を施工している業者があるため可能である。例えば、本センター設置の初沈汚泥掻寄機14基において、設置工事を行った業者は合計で5者ある。全てが同一業者による施工でないのは、それぞれの設置年度が異なることからその都度発注しているためである。
部品の仕様はメーカー毎で差異は無いのか。どこの業者の施工でも機械の性能等は問題ないのか。	駆動装置(モーター)は、各業者は同一の駆動装置メーカーを採用する公算が高い。その他部品は、各業者毎に製作・調達等の差異はあるが、特記仕様書において部品の仕様を定めたので、施工についても、機械の性能等についても問題はない。
案件3(奈良県立大学コモンズ棟新築工事(建築工事))	
配置技術者の不足とあるが、具体的にどのような資格を持った者か。特殊技能が必要なのか。	配置技術者は、建設業法に定める一定の資格を保有し、業者が直接雇用する者であることが必要。なお、監理技術者として配置する場合は、「一級国家資格者」の資格要件や特定の講習を受けていることなども必要となる。さらに、一定金額以上になるとこれら技術者には専任要件も加わるため、同種の大型工事が同時期に多く発注されている場合は、当該技術者が不足しがちになる。
案件4(交通管制施設等整備拡充工事(中央装置)第1号)	
今回1者入札であったが、過去に同様の工事で2者以上が競争した事例はあるか？	前回は2者から応札があった。
ソフトウェアの更新工事とあるが、元々設置した業者は今回の落札業者と同じか。また、他の業者が応札しにくい仕様となっているのではないか。	今回の落札業者は、元々の設置業者と同じである。仕様については、施設の性質上、警察庁により全国共通の仕様書が示されており、県としては設置業者にこだわらず、対応可能な業者があれば依頼する意向である。
最初から元々の設置業者の落札を想定していたのか、または全く新しい業者の落札を想定していたのか。	前回同様、他に応札してくれる業者があれば良かったが、結果的に1者入札となった。

質 問	回 答
案件5(下市取水場受配電設備更新工事)	
設備の更新工事とのことだが、元々の設置業者は今回の落札業者と同じか。	同じ業者である(平成元年頃設置)。20者程度が入札条件を満たしており、どこが落札しても施工できるよう設計したが、結果的に同じ業者になった。
案件6(業務用無線設備更新工事)	
見積もりはどの段階で依頼したのか。また、2者から見積もり提出があったとのことだが、落札業者はそのうちの1者か。	予定価格を算出する際に参考見積もりの提出を依頼。落札業者は見積もり提出を依頼した13者とは異なる業者である。
案件7(一般国道169号 高原トンネル仮設支保工設置工事)	
当初の見積書提出段階で予定価格を上回っていたものの、結果的に予定価格を下回ったとあるが、単なる企業努力か。材料の質が下がったということは無いか。	仕様と条件を提示したうえで、予定価格を上回った旨を伝えたところ、2回目の見積書提出の際に予定価格の範囲内に収まったため契約に至ったものである。企業努力か否かは不明であるが、仕様については確認のうえ契約している。